

大河津洗堰及び大河津可動堰の操作

(信濃川水系信濃川大河津洗堰及び大河津分水路大河津可動堰操作規則の抜粋)

(信濃川下流が洪水時の場合における操作の方法)

- 第5条 所長は、前条第1項により洗堰を操作している場合において、見附流量が毎秒130立方メートルを越えさらに増加するおそれがあるとき、又は保明新田水位が標高5.0メートルを越えさらに上昇するおそれがあるときは、洗堰放流量を毎秒150立方メートルに減じるように、洗堰主ゲートを所長の定める開度とする。
2. 所長は、前項により洗堰を操作している場合において、見附流量が毎秒250立方メートルを越えさらに増加するおそれがあるとき、又は保明新田水位が標高5.2メートルを越えさらに上昇するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより、洗堰を操作する。
- 一 洗堰主ゲートを全閉すること。
 - 二 洗堰魚道ゲートを全閉すること。
 - 三 洗堰呼び水水路バルブを全閉すること。
 - 四 せせらぎ水路制水ゲートを全閉すること。
3. 所長は、前項により洗堰を操作している場合において、見附流量が毎秒250立方メートルを下まわり、かつ保明新田水位が標高5.2メートルを下まわったときは、次の各号に定めるところにより、洗堰放流量を毎秒150立方メートルとするよう洗堰を操作する。
- 一 洗堰主ゲートを所長の定める開度とすること。
 - 二 洗堰魚道ゲートを全開すること。
 - 三 洗堰呼び水水路バルブを所長の定める開度とすること。
 - 四 せせらぎ水路制水ゲートを全開すること。
4. 所長は、前項により洗堰を操作している場合において、見附流量が毎秒130立方メートルを下まわり、かつ保明新田水位が標高5.0メートルを下まわったときは、前条第1項に定めるところにより洗堰を操作する。
5. 所長は、第1項、第2項及び第3項により、洗堰を操作する場合においては、大河津開門は通船止めとする。
6. 所長は、第1項、第2項、第3項及び第4項により、洗堰を操作する場合においては、洗堰の上流側及び下流側の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(信濃川が平常時の場合における操作の方法)

- 第6条 所長は、信濃川本川流量が毎秒3,300立方メートル未満、かつ新潟県長岡市信濃地先信濃川水系信濃川長岡観測所において測定した信濃川の水位から換算した流量(以下「長岡流量」という。)が毎秒4,700立方メートル未満であるときは、所長の

定めるところにより可動堰の調節ゲート（以下、「可動堰調節ゲート」という。）及び可動堰の主ゲート（以下、「可動堰主ゲート」という。）を操作して、信濃川本川流量から、洗堰放流量、西川分派量及び可動堰の魚道流量を差し引いた流量（以下「無効放流量」という。）を可動堰より下流の大河津分水路へ放流する。

2. 前項による可動堰調節ゲート及び可動堰主ゲートの操作は、大河津水位が標高11.4メートルから標高11.9メートルの間となるように行うものとする。
3. 所長は、前2項により可動堰調節ゲート及び可動堰主ゲートを操作する場合においては、可動堰の上流側及び下流側の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（信濃川が洪水時の場合における操作の方法）

第7条 所長は、前条により可動堰主ゲートを操作している場合において、信濃川本川流量が毎秒3,300立方メートルに達しさらに上昇するおそれがあるときは、可動堰主ゲートの開度を全門8.0メートルに上げるものとする。

2. 所長は、大河津水位が標高12.0メートルに達しさらに上昇するおそれがあるときは、洗堰魚道ゲート、洗堰呼び水水路バルブ及びせせらぎ水路制水ゲートを全閉する。
3. 所長は、前条及び第1項により可動堰主ゲートを操作している場合において、長岡流量が毎秒4,700立方メートルを越えさらに上昇するおそれがあるとき、又は大河津水位が標高12.0メートルを超えさらに上昇するおそれがあるときは、可動堰主ゲートの開度を全門13.0メートルに上げるものとする。また、大河津閘門は通船止めとする。
4. 所長は、前項により可動堰主ゲートを操作している場合において、長岡流量が毎秒4,000立方メートルを下まわり、かつ大河津水位が標高12.55メートルを下まわったときは、可動堰主ゲートの開度を全門8.0メートルに下げるものとする。また、大河津閘門は通船開始とする。
5. 所長は、第2項により洗堰魚道ゲート、洗堰呼び水水路バルブ及びせせらぎ水路制水ゲートを操作している場合において、大河津水位標高が12.0メートルを下まわったときは、次の各号に定めるところにより洗堰魚道ゲート、洗堰呼び水水路バルブ及びせせらぎ水路制水ゲートを操作する。
 - 一 洗堰魚道ゲートを全開すること。
 - 二 洗堰呼び水水路バルブを所長の定める開度とすること。
 - 三 せせらぎ水路制水ゲートを全開すること。
6. 所長は、第4項により可動堰主ゲートを操作している場合において、大河津水位が標高12.25メートルを下まわり、かつ長岡流量及び大河津水位が減水していることを確認した場合は、前条に定めるところにより可動堰調節ゲート及び可動堰主ゲートを操作する。
7. 所長は、第1項、第3項、第4項及び第6項により、可動堰主ゲートを操作する場合においては、可動堰の上流側及び下流側の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

信濃川水系信濃川蒲原大堰及び信濃川水系中ノロ川中ノロ川水門の操作

(信濃川水系信濃川蒲原大堰及び信濃川水系中ノロ川中ノロ川水門操作規則の抜粋)

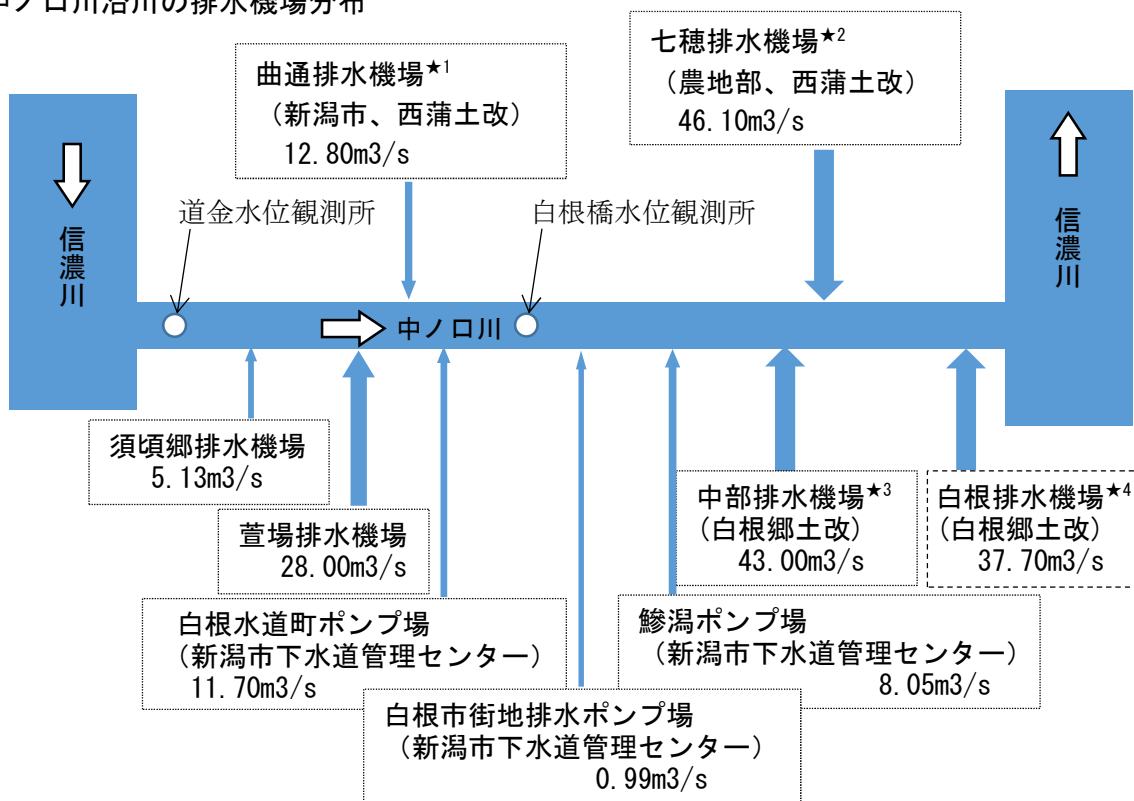
(洪水時における操作の方法)

- 第3条 信濃川下流河川事務所長（以下「所長」という。）は、新潟県見附市嶺崎町地先信濃川水系刈谷田川見附水位観測所において測定した刈谷田川の水位から換算した刈谷田川の流量（以下「見附流量」という。）が毎秒 380立方メートルを超えたとき、又は新潟県三条市大字荒沢地先信濃川水系五十嵐川荒沢水位観測所において測定した五十嵐川の水位から換算した五十嵐川の流量（以下「荒沢流量」という。）が毎秒 330立方メートルを超えたときは、次の各号に定めるところにより大堰及び水門を操作するものとする。
- 一 大堰主ゲート（以下「大堰主ゲート」という。）を全開する。
 - 二 水門の下流側のゲート（以下「水門調節ゲート」といい、左岸側より「水門第1調節ゲート」「水門第2調節ゲート」という。）を全開する。
 - 三 水門の上流側のゲート（以下「水門主ゲート」といい、左岸側より「水門第1主ゲート」「水門第2主ゲート」「水門第3主ゲート」「水門第4主ゲート」という。）のうち水門第2主ゲート及び水門第3主ゲートの下端高を標高4.60メートルとする。
 - 四 水門主ゲートの第1主ゲート及び水門第4主ゲートを全閉維持する。
- 2 所長は、前項において大堰及び水門を操作している場合において、見附流量が毎秒 380立方メートル以下である場合において荒沢流量が毎秒 330立方メートル以下となったとき、又は荒沢流量が毎秒 330立方メートル以下である場合において、見附流量が毎秒 380立方メートル以下となったときは、次の各号に定めるところにより大堰及び水門を操作する。
- 一 大堰主ゲートを全閉すること。
 - 二 大堰の開門式魚道のゲート及び階段式魚道のゲート（両方併せて以下「大堰魚道ゲート」という。）は所長の定める開度とする。
 - 三 水門第2主ゲートを全開、水門第3主ゲートを全閉し、全開している水門第1調節ゲートの扉頂高を標高6.10メートルとし、水門第2調節ゲートを全開しておくこと。
 - 四 水門第1主ゲート及び水門第4主ゲートを全閉維持する。
- 3 所長は、第1項及び第2項により大堰及び水門を操作する場合には、大堰又は水門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

中ノ口川の排水機場運転調整

中ノ口川沿川には、土地改良区や新潟市の排水機場が点在しており、洪水時は中ノ口川に排水を行っている。しかし、中ノ口川水門の洪水時操作を行った場合には、これら排水機場に対して、排水停止の要請を行う。

1) 中ノ口川沿川の排水機場分布

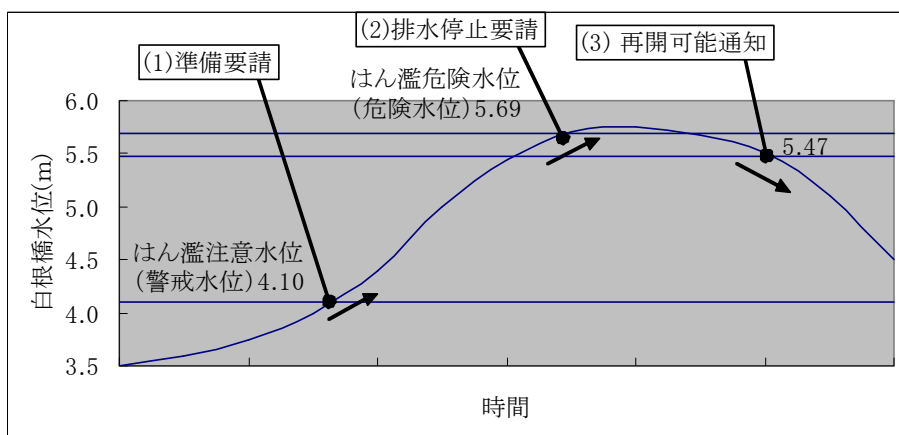


- ★¹ 曲通排水機場は白根橋水位 4.53m で排水量 5.7m³/s に制限する段階的な排水規制あり
- ★² 七穂排水機場は白根橋水位 4.53m で排水量 5.25m³/s に制限する段階的な排水規制あり
- ★³ 中部排水機場の排水規制は 17.0m³/s まで
- ★⁴ 白根排水機場は排水規制なし

2) 運転調整の対応手順

① 運転調整（停止）の準備要請、停止要請、再開可能通知のタイミング

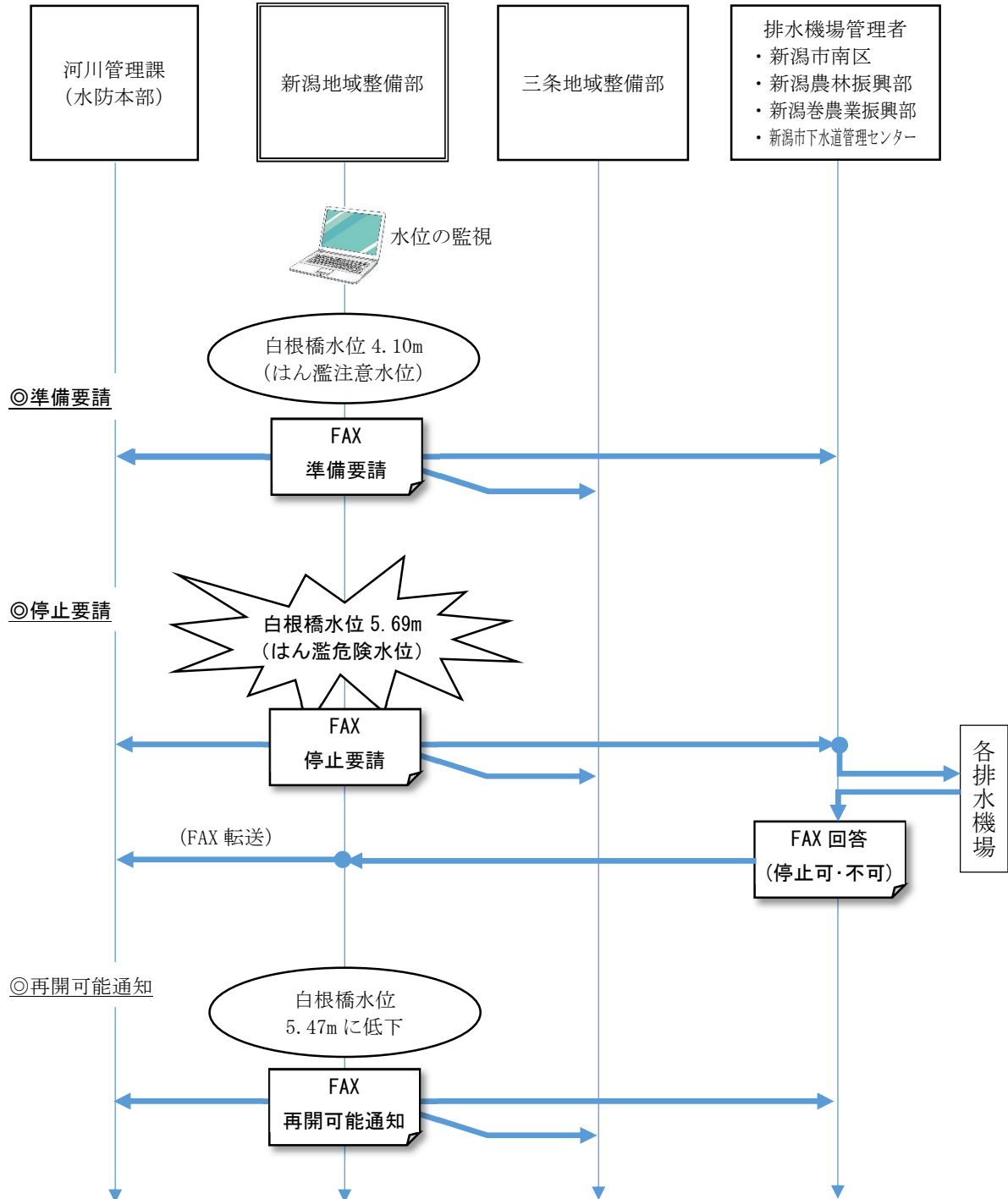
運転調整（停止）要請等の連絡は、白根橋水位観測所の水位を基準に行う。



(参考) 要請・通知のタイミング概念図

②対応フロー

関係機関との連絡はFAXを用いて行う。



3) 情報伝達系統

① 蒲原大堰及び中ノ口川水門の洪水時操作(FAX)伝達

